

議案 37 号

石岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定すること
について

石岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により
議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 21 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

健康保険法施行令の改正に伴い、令和 5 年 4 月 1 日以降に出産した者の出
産育児一時金の金額を現行の 40 万 8 千円から 48 万 8 千円にするため。

石岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

石岡市国民健康保険条例（平成17年石岡市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「40万8千円」を「48万8千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る石岡市国民健康保険条例第7条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。